

本市議会では、昨年の12月定例会で東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会から提案し、議決いたしました6件の放射線対策等に関する意見書の内容を要望書に取りまとめ、平成24年1月23日に直接関係省庁等（民主党幹事長、東日本大震災復興対策担当大臣、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）へ提出しました。

《写真：要望書を渡す正副議長、特別委員会正副委員長、各分科会正副会長》



松下忠洋 経済産業副大臣へ



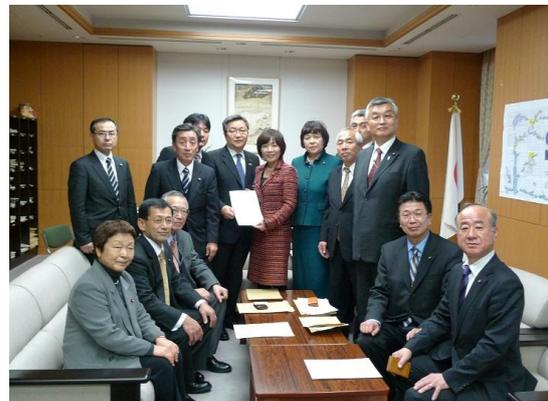
南川秀樹 環境省事務次官へ



平野達男 復興対策担当大臣へ



津島恭一 国土交通大臣政務官へ



森ゆうこ 文部科学副大臣へ

放射線対策等に関する要望書

平成24年1月23日

福島市議会議長 粕谷 悦功

福島市は、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害により、警戒区域や計画的避難区域の指定を受けるには至っていないものの、拡散した放射性物質により市内の放射線量が高いことに加え、市域も広く、人口も多いため、除染作業を始めとする放射線対策の内容は多岐にわたり、その作業量も膨大なものになっている。

放射線による影響は広い範囲に及んでおり、健康面では子どもたちをはじめ市民の心身への影響が懸念されるほか、社会面では、妊産婦などの自主避難による人口減少やそれに伴う過疎化が心配され、さらに経済面では、風評被害により農産物や工業製品は販売不振となり、温泉地をはじめとする観光施設等は入込客数が激減しており、その存続が危惧される危機的状況にある。

また、下水道汚泥の最終処分ができないことから、仮置き場所が限界にきているなど、市民生活は深刻な事態に陥っている。

これらのことから、一刻も早く福島市から放射線の影響を払拭して市民の安全と安心を確保し、復興を強力に推し進めることが望まれるところであり、次の事項について要望する。

1. 福島再生特別法（仮称）の制定と特区制度等による税制上の優遇措置

【東日本大震災復興対策担当大臣】

既存の法体系や東日本大震災復興特別区域法では、未曾有の災害に瀕している本市を含む福島県への対応としては不十分であり、原子力災害の抜本的な解決のため、前例にとらわれない、大胆で思い切った取り組みが必要である。

そうした取り組みの一つである、特区制度等を活用した税制上の優遇措置による、本市の定住人口の回復と将来の増加のための各種支援が必要である。具体的には、本市に立地する既存企業や新規立地企業への支援、そして何より、安寧な社会生活を営む環境を阻害され、原子力災害の対策等により、様々な経済的支出と心身の健康維持に負担を強いられている市民への生活支援、また自主的に避難している市民が本市に戻れるような環境づくり等が必要である。

よって、次の事項について要望する。

- ・福島県が提案している、原子力災害からの福島再生特別法（仮称）を制定することが必要であり、その内容として、警戒区域や計画的避難区域に該当する市町村のみに限定せず、本市や同様の原子力災害に苦しむ県内市町村全てを対象とした、特区制度等による税制上の優遇を行う措置を講じられたい
- ・上記優遇措置の内容に、県内市町村の原子力災害に関する課題が解決できるに足る規模、内容で、市民に身近な個人市民税、法人市民税、固定資産税、入湯税を一定期間、課税の免除や減免を行えるよう規定されたい
- ・上記課税免除の減収分の全額について、原子力発電を国策として進めてきた国において補てんをされたい

2. 復興増税による税負担についての課税の免除

【東日本大震災復興対策担当大臣】

先の臨時国会で成立した「復興財源確保法」に基づく復興増税により、原子力災害による被害が大きい本市の住民も含め、税負担の引き上げが行われようとしている。

福島市は、現在も続く原子力災害の影響が極めて深刻で、かつ問題の全

面的な解決にはかなりの時間を要し、ただでさえその間、市民の経済的負担は大きく、新たな負担に耐えられる状況ではない。

よって、次の事項について要望する。

- ・原子力災害による被害が大きい本市を含む被災地域の住民及び企業に対しては、今後、復興増税における税負担について課税の免除を行うよう対策を講じられたい

3. 被災者に対する入湯税の課税免除に係る減収分の補てん措置

【東日本大震災復興対策担当大臣】

福島市は、宮城県や岩手県も含む東北地方太平洋沖地震の被災者や原子力災害により警戒区域及び計画的避難区域が含まれる市町村に住所を有する地域からの避難者等に対して、県内他自治体に先駆けて、入湯税の課税免除を行っている。

また、福島県で実施した災害要援護者の旅館ホテルへの一時受入に際し、入湯税の徴収について特段の配慮をするよう求められた経過があるが、その際、課税免除による減収分についての財政上の措置については、県から国に要望を行うこととされているものの、現在のところ、入湯税の課税免除については、財源補てんの対象とされていない状況にある。

入湯税は、その用途が観光施設の整備等に充てられる目的税であり、原子力災害に起因する風評被害に苦しむ本市の観光振興等にとってその収入は、貴重な財源である。

原子力災害に起因する被災者の支援により本市の財源に生じた減収分は、国策として原子力政策を進めてきた国が補てんすべきである。

よって、次の事項について要望する。

- ・原子力災害による広域避難者等に対する入湯税の課税免除により生じた本市の減収分について、補てん措置を講じられたい

4. 子どもたちを健全に育成するための環境の整備

【文部科学大臣】

福島市では、避難のためにふるさとを離れ家族ばらばらの生活を送らなければならない子どもたちが多い。

これは、放射線の影響について国が明確な基準を示していないことが背景となり、放射線に対する正しい理解が進まず、保護者の不安要因のひとつとなっているためである。

また保護者の不安定が子どもに大きく影響を及ぼし、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業についてはすでに実施されているものの、まだまだ心のケアを必要としている子どもたちや保護者も多い。

一方、教育現場では放射線対策に追われ、子どもたちは通常の学校生活が送れず、学力、体力の低下が心配されている。

また、学校給食センターにおける給食用食材のモニタリングでは、試料準備や測定作業のための人員配置や、試料とする食材も相当の量となるため、費用も増大している。

よって、次の事項について要望する。

- ・子どもたちの心のケアについては、長期にわたる対策を要するので、継続的にスクールカウンセラーを教育現場に派遣し、質、量共に充実を図ると同時に教職員、保護者に対しても放射線に対する正しい情報の発信と講習の機会を確保することなど、子どもたちを健全に育成するための環境を整備されたい
- ・教職員の加配等によりきめ細かな学習指導、生活指導を確保するための対策及び予算措置を講じられたい
- ・給食用食材の放射性物質測定にかかる費用、人員については、全て国の責任において負担するよう対策を講じられたい

5. ホールボディカウンターの配備にかかる予算措置

【経済産業大臣】

福島市の子どもたちは、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、今も放射線の不安にさらされ、ストレスを抱えた中で生活を送っている。

放射線による健康被害については、外部被ばくはもとより、内部被ばくの調査が最優先課題であるので、子どもたちの甲状腺検査を含め、内部被ばく検査を一刻も早く実施しなければならない。

よって、次の事項について要望する。

- ・子どもたちの内部被ばく検査のさらなる早期実施のため、ホールボディカウンターの配備にかかる予算措置を講じられたい
- ・長期的な健康管理の支援に努めるよう対策を講じられたい

6. 福島市内各温泉地の復興支援

【国土交通大臣、環境大臣】

平成23年3月11日発生の大震災は、福島市内の土湯・飯坂・高湯等の温泉地に対しても大きな影響をもたらしたが、その後起こった東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散と風評被害により、各温泉地関係者らは甚大な被害を被っている。本市議会において調査を行ったところ、特に本市土湯温泉については、震災による建物被害が大きいことと併せ風評被害による入込客数の激減により、震災前の22軒のうち実に7軒の旅館が休廃業してしまうという温泉街存続の危機にあることが分かった。

各温泉地においては、関係者らがなんとか自分たちの温泉街を復興させようと懸命に努力しているが、法規制等の大きな問題が立ちはだかっている。また、今般の「東日本大震災復興特区法」においては、空き旅館の用途変更による活用や再生可能エネルギー等を活用した温泉の形成など、関係者らが望む新しいまちづくりには対応できない。

そのため、特区の設定やさらなる規制緩和による思い切った手法を積極的に取り入れることができれば、各温泉地の復興のきっかけとなるのはもちろん、原発事故による風評被害を被った本市観光地が希望ある復興を成し遂げ、全国からお客様を迎えられるようになる。これこそが、福島復興を全国にアピールすることにつながるのである。

よって、次の事項について要望する。

- ・各温泉地の実態に即した空き旅館の用途変更による活用や再生可能エネルギー等を活用した温泉の形成などがすみやかに図れるよう、都市計画法、自然公園法上の制限に関する特区の設定や規制緩和による復興支援を実施されたい

7. 下水汚泥の処分対策

【国土交通大臣、環境大臣】

本市内の下水処理場である堀河町終末処理場で発生した脱水汚泥については、現在も放射性物質が検出されているため最終処分ができず、場内に仮置きされたまま異臭の原因にもなっており、現在は施設の一部を改修し対応しているが、仮置き場所の限界が近づいている。

汚泥の最終処分やセメント等への再利用が可能とされる基準は示されているものの、実際には基準以下の汚泥も受け入れが進まないため、福島県内の多くの処理場においても同様の状況となっていることが、本市議会において行った調査においても分かった。これは、国民に対し、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、理解を得てこなかったことによる風評被害と言えるものである。

また、平成23年11月11日に閣議決定された、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」においては、汚染廃棄物が膨大であることから、可能な限りにおいて焼却等の中間処理等により減容化を図る必要があるとした。

本市には減容化を行っている施設がないため、現状のままでは、中間貯蔵施設の運用が開始されるまで仮置きできるスペースがないという切迫した状況である。

よって、次の事項について要望する。

- ・ 下水汚泥の減容化と臭気対策を一刻も早く進めるための現実的な方法・技術を早急に示し、そのための設備を配備されたい
- ・ 減容化により新たに必要となる経費についても、東京電力と国の責任において全て負担されたい
- ・ 受け入れが進まない下水汚泥の再利用や最終処分が行われるように、学術的に裏付けられた安全基準について詳細に説明し、国民の理解を得るよう努められたい